

### 3.4. 東福寺地区における道路現況や利用者ニーズを踏まえた面的整備事例（京都府京都市）

#### (1) 取組の背景・経緯

京都市では、「歴史を探訪できる、歩いて楽しいであいとふれあいのまち」を基本理念に掲げ、平成20年9月東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想を策定した。

東福寺地区内には、京都第一赤十字病院などの医療施設、東福寺などの社寺仏閣、今熊野商店街などが立地。東福寺などの観光史跡には多くの来訪者が訪れる地区である。

周辺の道路は、南北の幹線道路として東側に東大路、東西の幹線道路として九条通が通っている。その他、泉涌寺道では歩道の幅員が狭く、本町通では歩道が設置されていないなど、幹線道路を除いて幅員が狭い道路が多く、一部道路は一方通行になっている。

#### (2) 取組の内容

重点整備地区内の経路は、生活関連経路と生活関連経路以外の道路に区分しており、地区内の全ての道路についてバリアフリー化を図るように努めることが基本構想に明記されている。

生活関連経路	段差、勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施すべき主要な経路
生活関連経路以外の道路	重点整備地区内のその他の道路について、道路特定事業以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図るよう努める

また、生活関連経路については、現況を踏まえて3つの経路に区分し、それぞれの経路の道路特定事業計画を示している。

経路	路線名	歩道有無	道路特定事業の内容
生活関連経路Ⅰ	一般府道 四ノ宮四ツ塚線 (通称：東大路)	歩道あり	段差、勾配の改善 歩行者優先策の検討
生活関連経路Ⅱ	市道 一橋緯 14 号線 市道 今熊野緯 22 号線 (通称：泉涌寺道)	歩道あり	歩道幅員の拡幅 段差、勾配の改善
生活関連経路Ⅲ	市道 本町通	歩道なし	歩行者優先策の検討

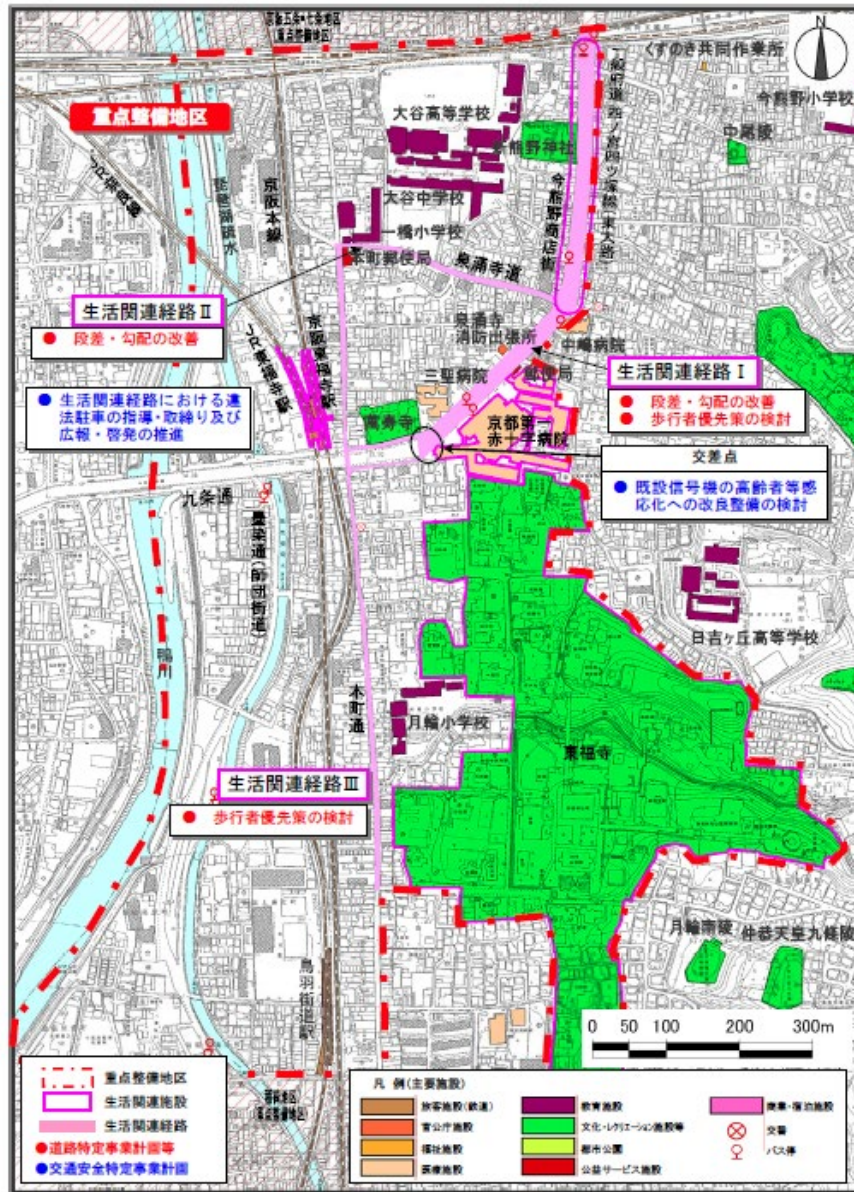


図 3-7 重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路（道路特定事業計画）

出典：東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想

1) 生活関連経路Ⅱの整備内容

生活関連経路Ⅱでは、車道の中央線を抹消して車道幅員を縮小することで、歩道を拡幅し、マウントアップ形式からセミフラット形式にすることで、段差や勾配を改善した。

電柱を横断防止柵の間に設置し、少しでも有効幅員を確保するよう工夫している。

歩道の有効幅員は 2m 未満であるが、道路移動等円滑化基準の附則の経過措置 3（有効幅員を 1.5m まで縮小することができる）を活用し、整備を実施した。



図 3-8 整備前後の状況（生活関連経路Ⅱ）

出典：京都市資料

## 2) 生活関連経路Ⅲの整備内容

生活関連経路Ⅲでは、一方通行の道路の車道幅員を3mまで縮小（整備前は4m）し、両側にカラー舗装を施した路側帯を設置することで、車両の速度を抑制し歩行者が安全に通行できる空間を確保した。

歩道は設置されていないものの、道路移動等円滑化基準の附則の経過措置 2（歩道に代えて自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保）を活用し整備を実施した。

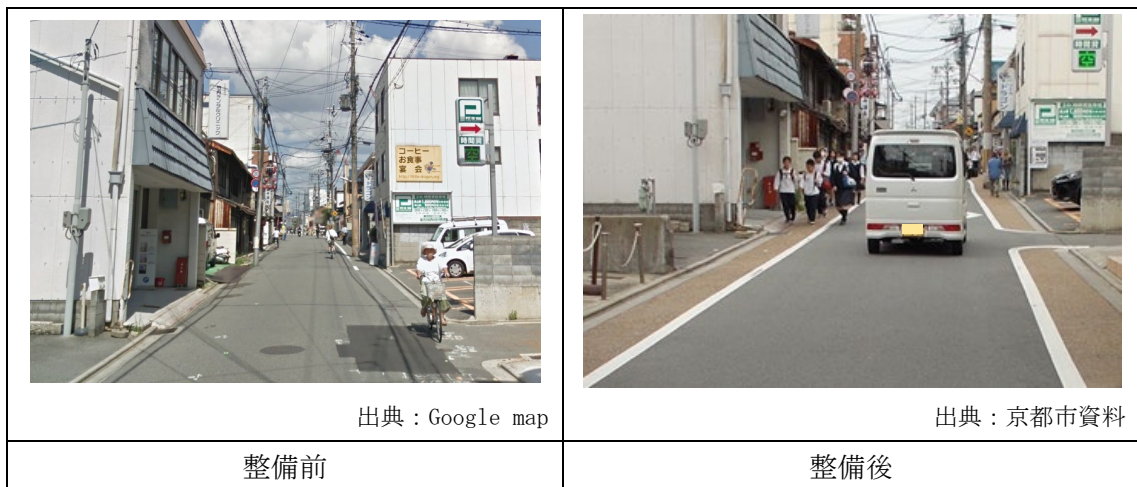


図 3-9 整備前後の状況（生活関連経路Ⅲ）